

I K G の
旅館経営再生塾

第二〇回

固定資産の取得価額に
算入しないことができる
費用について

（執筆 中村尚和）

前回に引き続き設備投
資の話をするが、今回は
固定資産の取得価額に算
入しないことができる費
用について紹介する。

固定資産の取得価額は、
原則として事業に使用す
るために直接要した費用
を算入しなければならな
い。また、引取運賃、荷
役費、運送保険料、購入
手数料、関税等の資産購
入費用もこれに含まれる。
すなわち、これらの費
用は、取得時の費用に計
上されるのではなく、固
定資産の耐用年数にわた
って、減価償却されるの
である。さらに土地にお
いては、非償却資産であ

るため、取得価額にこれ
らを含めた場合、売却等
で所有権を移転させない
限り、永久に費用として
計上できないことになる。
しかし、取得価額に算
入しないことができる費
用というものもいくつか
存在する。ここでは、通
達で示されている代表例
をいくつか紹介する。

不動産取得税又は自動
車取得税、土地取得に係
る特別土地保有税、登録
免許税その他登録のため
に要する費用、新增設に
係る事業所税
建設等のために行った
調査、測量、設計、基礎
工事等でその建設計画を
変更したことにより不要
となったものに係る費用
といったん締結した固定
資産の取得に関する契約
を解除して他の固定資産
を取得することとした場
合に支出する違約金の額
取得時に費用として計
上できる例を紹介したが、
参考にして頂きたい。